

所得部会表章形式小委員会資料

(38.8.26)

I オス決定総合所得分配勘定について

従来の「法人所得」は、「法人留保」と「法人税」に分割して表章することになった（「個人配当」は「個人の財産所得」に計上）が、これは次のような問題がある。

すなわち、「法人所得」は全体として一応発生ベースで把握されており、また、法人所得の構成項目のうちの「個人配当」も一応発生ベースで推計されているが、もう一つの構成項目である「法人税」（従来の「法人税等」）は資料上の制約から現金ベースでしか推計できない。最後の構成項目である「法人留保」は「法人所得」——「個人配当」——「法人税」として算上されている。

従って、「法人所得」を一本で表章する場合、各年度の法人所得はかなり景気動向を忠実に反映するが、「法人留保」と「法人税」の二本建てで表章すると、景気動向と法人所得との関連がたつきられるおそれがある。

II 付属表ノの(ii) 要素費用表示の産業別国内純生産について 産業別国民所得の細分類項目と I.0 部門分類対比表

産業別国民所得	総合部会提案	所得部会提案	S N A	I.0 部門分類
農 業	農 業	農者()内は日本標準産業分類による中分類 農 業	1 農業、林業 狩猟業および漁業 2 農業および畜産	米、麦 その他の耕働作物 果 樹 工芸作物 せいの用工業作物 家畜、家禽 繊維用家畜、家禽 養 蚕 農業サービス
林 業	林 業	林 業	3 林業および材木搬出	育林、特殊林野物 薪炭製造

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SNA	I O 部門分類
			c. 狩猟、農林 および増殖	伐木 狩猟業
水産業	水産業	水産業	d. 漁業	海面漁業 補給業 内水面漁業
鉱業	鉱業	鉱業	2. 鉱業および 採掘業 a. 石炭 b. 金属 c. 原油および 天然ガス d. 採石、粘土 および砂 e. その他の 非金属鉱業 および採掘	原料炭 その他の石炭、亜炭 鉄鉱石 非鉄金属鉱石 原油 天然ガス 土石採取 原塩 化学用その他の鉱物
製造業	製造業 食料品製造業 製	製造業 食料品等製造業 (食料品製造業) たばこ製造業	3. 製造業 a. 食料	配合飼料 肉製品

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SNA	I O 部門分類
			b. 飲料 c. たばこ	酪農品 野菜果実加工 水産加工 精穀、製粉 パン、菓子 砂糖 その他の食料品 酒類 清涼飲料 煙草
	繊維業	紡織業 (繊維工業 衣服その他の 繊維製造業)	d. 繊維	製糸 綿粉 毛粉 麻粉 スフ粉 合成繊維粉 絹、人絹織物 綿、スフ織物 合成繊維織物 毛織物 麻織物 染色整理

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SNA	I O 部門分類
			c その他の 衣類繊維製品	ロープ、漁網 メリヤス製品 その他の繊維製品 衣服、身題品 繊維製靴製品
木材、木製品 製造業			f 木および コルク製品 (除家具) g 家具およ び造作	製材、合板 その他の木製品 家具
紙および類似 品製造業	パルプ、紙、紙 加工品製造業 { " }		h 紙および 紙製品	パルプ 紙 紙製品
出版印刷およ び類似産業	-		i 印刷、出版 および関連 産業	印刷、出版
化学工業	化学工業 { " }		e 化学およ び化学製品	無機基礎化学製品 有機 " " 合成染料 染料 化学繊維原料

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SNA	I O 部門分類
				合成繊維原料 合成樹脂 化学肥料 その他の基礎薬品 動植物油脂 塗料 医薬品 その他の化学製品
			o ゴム製品 n 石油、石 炭製品	ゴム製品 石油製品 石炭製品 防錆加工品
ガラスおよび 土石製品製造業	窯業、土石製 品製造業 { " }		n 非金属鉱 物製品	建設用土石製品 ガラス製品 陶磁器 セメント その他の土石製品
オ一次金属製 造業	鉄鋼業 { " }		m オ一次金 属精煉	鉄 鉄 鉄 屑 フェロアロイ 鋼 熱間圧延鋼材

現行産業別 国民所得	総合部会極業	所管部会極業	SNA	I O 部門分類
		非鉄金属製造業 〔 " 〕	SNA	鋼管 冷間仕上、鍍金鋼材 鑄鍛鋼品 非鉄金属地金 伸銅品 アルミ圧延 その他の非鉄金属一 次製品
	金属製品製造業	金属製品製造業 〔 " 〕	P 金属製品 (機械および 輸送用機器 を除く)	建設用金属製品 その他の金属製品
	機械製造業	機械製造業 〔 " 〕	8 機械(電気 機械を除く)	原動機、ホイラー 工作、金属加工機械 産業機械 一般産業機械および装置 事務用機械 民生用機械 機械用部品
	電気機械器具 製造業	電気機械器具 製造業 〔 " 〕	Y 電気機械 装置器具お よび部品	電気機器 民生用電気機器

現行産業別 国民所得	総合部会極業	所管部会極業	SNA	I O 部門分類
				その他の電気機器
	輸送用機械器 具製造業	輸送用機械器 具製造業 〔 " 〕	S 輸送用機械	造船および修理 鉄道車輛 自動車 自動車修理 自動自転車、自転車 航空機 その他の輸送機械
	その他の製造業	その他 1 木材、木製 品製造業 2 家具、装備 品製造業 3 出版、印刷 同関連産業 4 石油製品、石 炭製品製造業 5 ゴム製品 製造業 6 皮革、同製 品製造業	その他 製造業	精密機械 光学器具 時計 薬品、宝石その他 皮革、毛皮 革製品(鞆廻りを除く) 履物(ゴム靴を除く)

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SNA	I O 部門分類
		7 計量器測 定器等製造業 8 武器製造業 9 その他の 製造業	5 皮革および 皮製品(廢物 を除く)	
建設業	建設業	建設業	4 建設業	住宅新建築 非住宅新建築 建築補修 公共事業 その他の建設
運輸通信 その他の公 益事業	運輸通信その他 の公益事業	運輸通信その他 の公益事業	5 電気、ガス、水道 および衛生業 a 電灯および 電力 b ガス製造お よび電力	電力 ガス、蒸気供給業

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SNA	I O 部門分類
		運輸業	c 蒸気熱系 気動力、水道、 衛生 6 運輸、倉庫お よび通信 a 水上輸送 b 鉄道輸送 c その他の輸 送および倉庫	水道、清掃業 外洋輸送 沿海、内水面輸送 国有鉄道 軌道、道路、旅客輸送 その他の道路輸送 航空 その他の輸送 倉庫業
卸小売業	卸小売業	卸小売業	7 卸売および 小売 a 卸売 b 小売	卸売 小売 飲食店
金融保険 不動産業	金融保険不動 産業	金融保険不動 産業	8 銀行、保険お よび不動産業 a 銀行、その他 の金融機関	金融

現行産業別 国民所得	総合部会提案	所得部会提案	SVA	I.O部門分類
			b 保険 c 不動産	保険 不動産
	住宅所有	住宅所有	9. 住宅所有	住宅賃貸料
サービス業 その他	公務	公務	10 行政および 国防	公務
	サービス業その他	医療、教育 その他サービス 業	11 サービス a 教育 b 医療および 保健 c リクリエーシ ョンおよび娯楽 d 家事 e 旅館および 食堂 f 洗濯、理髪 その他の対 個人サービス g 宗教団体 福祉機関等	教育 医療 娯楽サービス その他の公共サービス その他の対個人サービス 娯楽

問題点

1. 事業所ベース（又は企業ベース）と産業活動ベースの主な相異点
- (1) 製造小売はN.I.、では卸小売業に分類されるのに対し、I.O.では各製造業に分類される。
 - (2) 各種（専業）修理業は、N.I.ではサービス業に分類されるのに対し、I.O.では各製造業に分類される。但し、船舶修理業はN.I.でも輸送用機械器具製造業に分類されるのでI.O.と一致している。
 - (3) 農林水産物加工に伴う農漁家の所得は、従来のN.I.では農水産業に含まれていたのに対し、I.O.では概念上食料品製造業に含まれる筈である。今回、N.I.もI.O.ベースに修正したので、N.I.の製造業が事業所ベースで推計されているので、右の分だけ実際には脱落している可能性がある。

III 付属表2の(ii) 国民所得の分配について

「3家計および民間非営利団体が受取る財産所得」の一項目として「法人企業から家計および民間非営利団体への振替」（以下「事業振替支出」と略称する。）があげられているが、事業振替支出を国民所得のなかに含めて考えることは理論的に問題であり、かつ、現状踏では事実上事業振替支出の推計は困難である。

懸案事項の確認等について

(所得部会資料 No.8-1)

○ 雇用者所得関係

1. 退職金、年金を雇用者所得に計上する
2. 退職金、年金を雇用者所得に計上することにした場合の個人勘定での処理はいかにすべきか
私立学校教職員共済組合の掛金
農林漁業団体職員共済組合の掛金
3. 給与住宅産主負担分を雇用者所得に計上する
(少数意見として振替で取扱う意見もある。)

○ 個人業主所得関係

非農林木産業の26～29年推計にあたり基礎資料である就業構造基本調査が3/年以降であるので、それ以前については他の資料によらざるを得ないが次のような問題がある。

1. 26年度の個人企業経済調査は8月、11月のみであるが年平均の算出方法
2. 規模別分布割合を事業所統計調査による場合の1人規模の取扱い
(3/年以降は就調の2人規模に対する1人規模の割合によったが、事業所統計調査は2-4人規模で2人規模がない)

3. 内職の推計

○ 個人財産所得関係

1. 担保性預金の帰属利子
全面的に控除すべしという意見があるが、その妥当性について。
2. 地代客賃
事業用貸付が込みで推計され、住宅分が明示されえない点で問題がある。

所得部会における審議事項の一覧

(所得部会資料 No.8-3)

一、改善についての検討事項

1. 生産国民所得と分配国民所得

- i) 生産国民所得推計の必要性
- ii) 生産国民所得の推計上の問題点
- iii) 混合一元表による分配国民所得

2. 概念範囲

- i) 「国内」と「国民」概念
- ii) 「法人企業から個人への移転」項目の新設
- iii) 各項目の範囲の変更
 - (i) 雇用者所得
 - イ. 退職金、年金の計上
 - ロ. 給与住宅家賃の産主負担分の計上、その他
 - (ii) 個人業主所得
 - 退職金部分の削除、その他
 - (iii) 個人財産所得
 - 非営利団体賃貸料、利子の計上、その他
- (iv) 法人所得
 - 貸倒金、寄付金と「法人企業から個人への移転」項目計上、その他。

(v) 政府の専業および副産所得

共有組合関係に掛金費用収入の計上、その他

3. 勘定体系、表章形式(主として勘定体系小委員会にて検討)

i) 勘定体系

(i) 完全適合方式による国民所得分配勘定

(ii) 付属表の設置

イ. 部門別国内生産勘定表

ロ. 要素費用表示の産業別国内純生産表

ハ. 国民所得の分配表

ii) 表章形式

(i) 国民所得分配勘定

イ. 旧体系における「海外からの純所得」の削除

ロ. 旧体系における「法人所得」の削除とその補外揭示

ハ. 「法人企業から個人への移転」の設定

(ii) 部門別国内生産勘定表

(iii) 要素価格表示の産業別国内純生産

イ. 産業分類の細分化

ロ. 製造業の内訳揭示

(iv) 国民所得の分配

イ、雇用人所得における「その他給与手当」と社会保険雇用負担」の分割揭示

ロ、個人財産所得と「賃貸料」・「利子」・「配当」に分割揭示

ハ、政府の事業および財産所得における「政府企業の利潤」と「賃貸料、利子および配当」の分割揭示

ニ、控除項目における「公債利子」と「消費者負債利子」の分割揭示

4. 推計方法

i. 雇用人所得関係

(i) 常勤重役数の把握

35年国勢調査の利用

(ii) 国公立教員給与の更正

別途推計して一般より分離

(iii) 地方公務員、防衛庁職員給与の更正

別途推計して加算

(iv) 非農林水産の賃金停給において事業所統計特別調査の採用、常用、日雇雇用人の規模別分割方法の改善

(v) 外洋輸送雇用人の所得の加算

1人当り給与の基礎資料の脱落分の加算

(vi) 林業、水産業における物的推計方法の採用

ii. 個人業主所得関係

(i) 1業主当り所得の規模別ウエイトの変更

就業構造基本調査の四大転工業地帯の規模別ウエイトの

採用

(ii) 内取の改善

農林水産業の個人業主で非農林水産業を兼業しているものの加算

(iii) 産業間所得較差の修正

就業構造基本調査により課税点以下の較差の反映

(iv) 1人規模の取扱の改善

短時間就業分の除算

(v) 林業水産業における物的推計方法の採用自家加工分の加算等

iii. 個人財産所得関係

(i) 社内賃金利子、非営利団体利子の計上、脱漏部分の加算

(ii) 郵便年金、簡易保険、漁業協同組合等の利子脱漏部分の加算

iv. 法人所得関係

(i) 寄付金、貸倒金の計上

「法人企業から個人への移転」に計上

(ii) 準備金、引当金等の検討

変更なし

v. 政府の事業および財産所得

(i) 地方、公営企業における推計方法の改善

地方公営企業負債の充実

5. 産業連関表との調整

i. 35年産業連関表との調整

(i) 作業経過

(ii) 統合上の処理事項

イ 概念、範囲の調整

ロ 雇業者所得関係

ハ 営業余剰関係

ii 30年産業連関表との調整

(i) 作業経過

(ii) 結果表の検討

二、残された問題点

1. 支払ベースと発生ベース

発生ベースと原則とするが、支払ベースと発生ベースとみなす処理をとった部分がある。

i. 退職金、年金関係

ii. 法人税および税外負担

iii. 政府から個人への移転（個人処分勘定）

iv. 法人留保（発生 - 支払の差）

2. 基礎資料の充実

i. 改訂推計部会について

(i) 企業年金、個人企業退職金

(ii) 常勤重役の1人当り給与

(iii) 地方公務員給与

(iv) 個人業主所得の較差

ii. 産業連関表の計数を利用している場合の他の年次の計数に
ついて、

(i) 農林水産業、個人業主所得の推計

(ii) 外洋輸送雇業者の所得

3. 物価推計方法の導入による生産国民所得の推計

推 計 方 法 関 係

農業、林業および水産業生産所得推計方法（昭和30～35年）

（所得部会資料 No. 1-5）

目 次

昭和30～35年農業生産所得

昭和30～35年農業生産所得
 昭和30～33年林業生産所得
 昭和34～35年林業生産所得
 昭和30～33年水産業生産所得
 昭和34～35年水産業生産所得

1. 生産額

各年共農林省統計表より総産出額（含飼料）をそのままとし生産額とした。

2. 所得率

各年共農家経済調査より全国農家/戸当り平均の農業粗収益ならびに所得額を求め、農業粗収益に対する所得額の割合を所得率とした。（付表1～3参照）

3. 所得額

1. で求めた生産額に 2. で求めた所得率をそれぞれ乗じて算出した。

	生産額	所得率	所得額
	百円	%	百円
30年	1,577,904	67.7	1,068,241
31年	1,467,562	63.6	933,369
32年	1,577,970	64.2	1,013,057
33年	1,604,247	64.1	1,028,322
34年	1,686,608	64.1	1,081,116
35年	1,833,381	62.2	1,140,363

付表1. 昭和30~31年所得率算出過程(農家経済調査昭和30.31年度報告, 全国農家一戸当り平均)

	30年	31年
A 粗 収 益	372,522	352,533
B 経 営 費	116,928	127,509
C. 雇用労賃, 小作料計	2,275	2,696
a 雇用労賃	2,296	2,621
b 小 作 料	979	1,075
D 物的経費(B-C)	108,673	118,813
E 租 税 公 課 (同様事業的なもの)	11,528	11,685
F 物的経費総額(D+E)	120,201	130,498
G 所 得 額 (A-F)	252,311	228,035
H 所 得 率 ($\frac{G}{A}$)	67.7%	63.6%

参考1 物的経費内訳(租税公課以外のもの)

	30年	31年
種苗, 苗木及び植物減価償却費	4,829	4,827
蚕 種	772	772
動物(含動物減価償却費)	11,864	12,489
肥 料	29,929	31,501
飼 料	14,829	18,116
農 業 薬 剤	3,429	4,086
諸 材 料	3,021	3,865
加 工 乘 料	1,069	1,153
光 熱 動 力	2,326	2,603
小 農 具	2,264	2,458
農具修繕及び減価償却費	14,580	16,801
農用建物維持修繕及び減価償却費	12,020	12,323
税 務 建 物 農 具 等 賃 貸 料 及 び 料 金	4,006	4,042
農 業 用 被 服	2,019	2,130
農 業 雑 支 出	1,456	1,617
合 計	108,673	118,813

参考2. 物的租税公課内訳

	30年	31年
租 税		
争 業 税	6	4
果 樹 税	11	11
牛馬税および家畜税	50	54
その他の都道府県税(1/2)	69	82
固定資産税(1/2)	3,825	4,000
自動車荷車税(3/2)	410	426
水利地益税	37	48
その他の市町村税(1/2)	1	3
小 計	4,429	4,628
公 課		
土地改良区費及び水利費	2,306	2,379
農業関係委員会費	2	2
農業共済組合負担	2,684	2,455
部落協議費	1,032	1,074
産業団体負担	1,095	1,147
小 計	7,119	7,057
合 計	11,548	11,685

付表2 昭和32~33年所得率算出過程(農家経済調査昭和32, 33年度報告, 全国農家一戸当り平均)

参考1. 物的経費内訳(租税公課以外のもの)

参考2. 物的租税公課内訳

	32年	33年
A 粗 収 益	299,258	306,285
B 経 営 費	106,545	109,438
C. 雇用労賃, 小作料計	7,318	7,644
a 雇用労賃	6,250	6,435
b 小 作 料	1,068	1,209
D 物的経費(B-C)	99,227	101,794
E 租 税 公 課 (商標事業税的のもの)	8,020	8,023
F 物的経費総額(D+E)	107,247	109,817
G 所得額(A-F)	192,011	196,468
H 所得率($\frac{G}{A}$)	64.2%	64.1%

	32年	33年
種苗, 苗木及び植物減価償却費	3,988	3,987
蚕 種	560	537
動物(含動物減価償却費)	2,145	2,459
肥 料	25,854	25,267
飼 料	15,915	15,635
農 業 薬 劑	3,309	3,830
諸 材 料	3,405	3,416
加 工 原 料	785	744
光 熱 動 力	2,240	2,465
小 農 具	2,202	2,156
農具修繕および減価償却費	13,852	15,633
農用建物維持修繕及び減価償却費	10,526	10,382
建物農具, 役畜賃借料および料金	4,525	5,021
土地改良費および水利費	2,279	2,840
農業用被服類	1,235	1,826
農業雑支出	807	546
合 計	99,227	101,794

	32年	33年
率 業 税	31	30
家畜税および牛馬税	40	33
租 果 樹 税	2	2
その他の道府県税(1)	74	87
固定資産税(1)	3,415	3,603
自転車荷車税(2)	378	18
水利地益税	64	31
その他の市町村税(1)	11	35
小 計	4,015	3,839
公 課 諸 員 担		
農業委員会費	1	2
部落協議費	995	1,098
農業共済組合負担	1,959	2,007
産業団体負担	1,050	1,077
小 計	4,005	4,184
合 計	8,020	8,023

付表3 昭和34~35年所得率算出過程(農家経済調査昭和34, 35年度報告 全国農家一戸当り平均)

	34年	35年
A 粗 収 益	322,826 ^円	352,762 ^円
B 経 営 費	115,986	133,522
C 雇用労賃, 小作料計	7,844	8,142
a 雇 用 労 賃	6,619	6,928
b 小 作 料	1,225	1,214
D 物的経費(B-C)	108,142	125,380
E 租 税 公 課 (同様専業税的なもの)	7,826	8,105
F 物的経費総額(D+E)	116,018	133,485
G 所 得 額(A-F)	206,808	219,277
H 所 得 率($\frac{G}{A}$)	64.1%	62.2%

参考 物的租税公課内訳

	34年	35年	
租 税	専 業 税	15 ^円	12 ^円
	家畜税および牛馬税	31	20
	果 樹 税	3	3
	その他の道府県税(支)	11	12
	固定資産税(支)	3,566	3,616
	水利地益税	43	36
	その他の市町村税(支)	23	21
小 計	3,692	3,722	
公 課	農業委員会費	2	3
	部落協議費	1,111	1,131
	農業共済組合負担	2,030	2,098
	産業団体負担	1,041	1,151
	小 計	4,184	4,383
合 計	7,876	8,105	